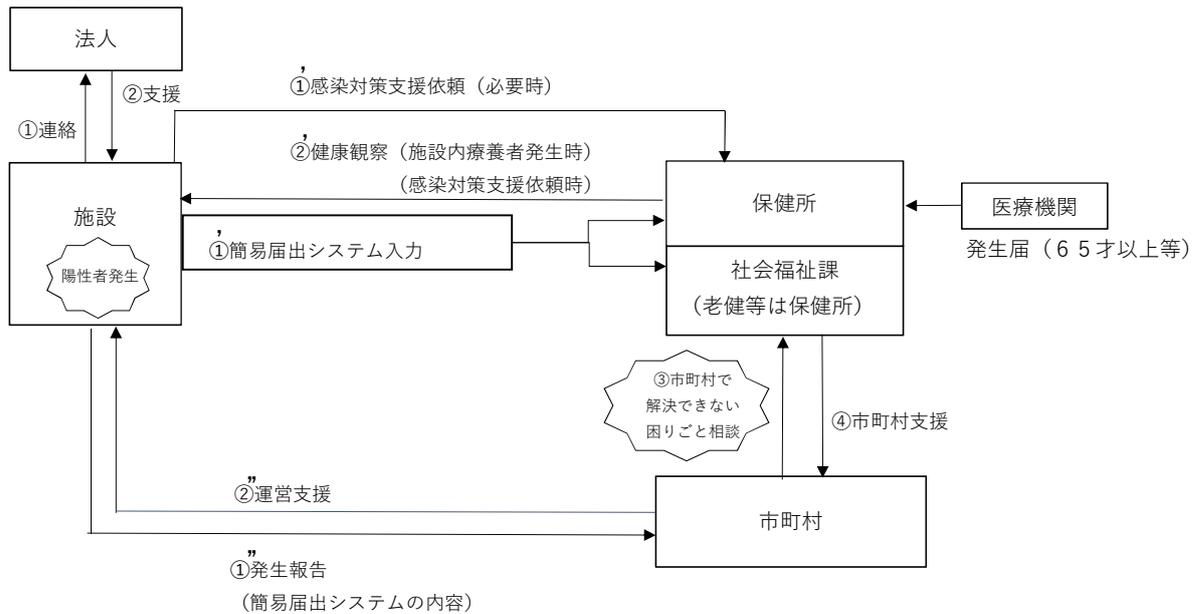
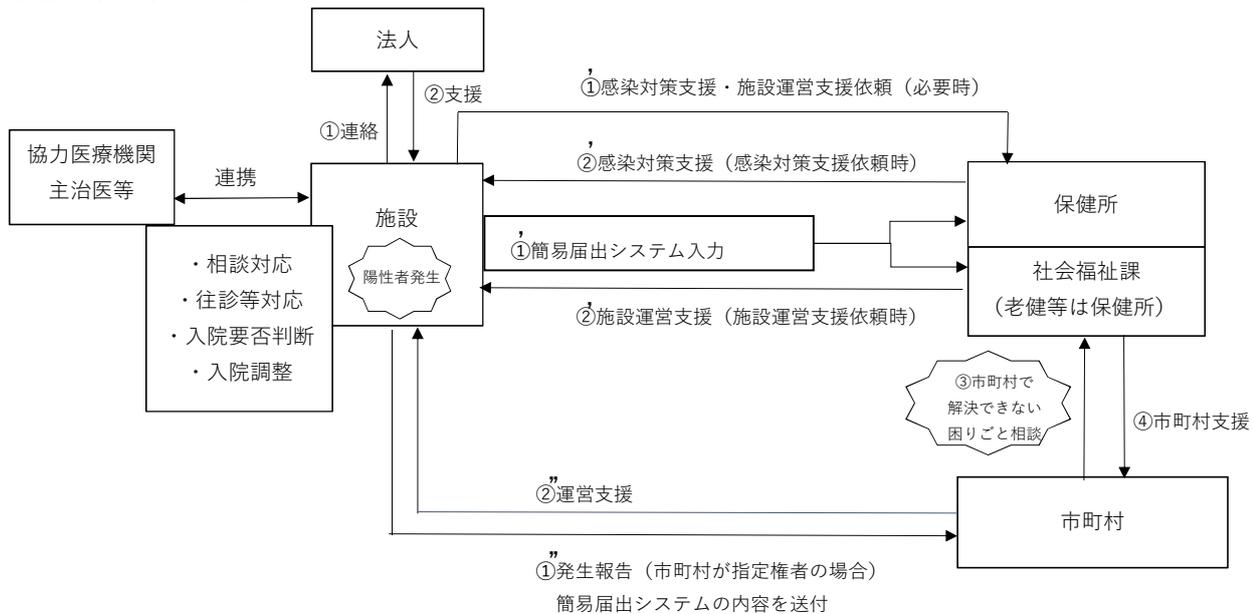


<～令和5年5月7日まで>



<令和5年5月8日以降>



- 施設からの陽性者発生報告は、次の場合に変更。
- ア 死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生
  - イ 10名以上発生した場合
  - ウ ア及びイに該当しない場合で、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
  - エ その他、発生人数を問わず、施設等での相談や支援を希望する場合
- ① 介護・看護職員の応援
  - ② 施設内での接触者等（陽性者の周囲の者）の検査
  - ③ 協力医等の対応困難な場合の医療の相談
  - ④ 感染防護物資の不足
  - ⑤ ゾーニング等感染制御に係る助言
  - ⑥ その他
- 陽性者発生時の医療連携体制の強化のため、次の対応を行う医療機関を確保。
- ア 患者が発生したときの相談（抗原検査の診断等）
  - イ 患者への往診もしくはオンライン診療（処方、点滴・酸素指示等）
  - ウ 入院の要否の判断
  - エ 入院が必要になった際の受け入れ、又は入院医療機関調整